

## 「ソレーナ STACIA カード会員規約」 一部変更のお知らせ

2020年10月1日より、規約を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

### 「ペルソナ会員規約」の変更について

変更点	改定後
反社会的勢力の排除についての条文を追加	<p>第3条（反社会的勢力の排除） 下線部分を追加しました。</p> <p>1. カードの申込者（本契約成立後は会員、以下本条第1項から第5項までにおいて同様とします。）は、申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>① 暴力団・暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者</p> <p>② 暴力団準構成員</p> <p>③ 暴力団関係企業の役員・従業員</p> <p>④ 総会屋等</p> <p>⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、政治活動・標ぼうゴロ</p> <p>⑥ 特殊知能暴力集団等の構成員</p> <p>⑦ テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者</p> <p>⑧ 前各号の共生者、密接交際者</p> <p>⑨ その他前第1号から第8号に準ずる者 <u>（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の（イ）（ロ）のいずれかに該当した場合</u></p> <p><u>（イ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>（ロ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p>2. 申込者は、自らまたは第三者を利用して当社または当社の提携先に対し、次の①から⑥までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他、前第1号から第4号に準ずる行為</p> <p><u>⑥当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</u></p>

	<p><u>(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動(ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</u></p>
<p>免責規定について追加</p>	<p>第15条（会員保障制度） 3項に下線部分を追加しました。</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。<u>なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</u></p>

#### 「個人情報の取扱いに関する同意条項」の変更について

変更点	改定後
<p>個人情報保護管理責任者の職名を変更</p>	<p>職名：<u>取締役専務</u></p>

ソレーナSTACIAカード会員規約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。  
 内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願い致します。